



みんなで育てよう、私たちの大切な森林。

— 北海道森林づくりガイド —

Index

第1章 はじめに	
1 森林づくりに関する基本理念	2
2 各主体の役割と責務	2
3 協働による森林づくりの必要性	4
第2章 北海道の森林について	8
第3章 森林の役割と森林づくりに当たって	
1 森林の役割	12
2 森林づくりに当たって気をつけること	17
(1) 多様な生態系を有する森林を守ろう	17
(2) 山火事を防ごう	18
(3) 森林内での事故を防ごう	19
第4章 木育による協働の森林づくり	
【木育の基本理念】	22
【木とふれあう】	24
1 森林や木材とふれあうことができる場に行ってみよう	
2 森林や木材とふれあうことができる機会をつくろう	
【木に学ぶ】	26
3 森林や木材に関して学ぼう	
4 木育活動に参加しよう	
5 木育に関するプログラムや情報の提供に取り組もう	
【木と生きる】	28
6 積極的に森林づくり活動に取り組もう	
7 「木の文化」づくりを進めよう	
第5章 森林づくりを進めるに当たっての技術的な指針	
1 森林施業を実施する	32
(1) 適切な施業の実施について	32
(2) 森林づくりで遵守すべき事項について	42
(3) 森林づくりに関するさまざまな取組について	48
2 森林を守る	50
(1) 森林を保全する	50
(2) 気象災・病虫獣害から森林を守る	52
3 木材等を有効に利用する	56
(1) 木材等の有効利用	56
(2) 林地未利用材の活用	58
【巻末資料】	60



第1章 はじめに

この「ガイド」について ~みんなが同じ気持ちで森林づくりに取り組むためのガイドです~



みんなで大切な森林を将来の世代に引き継ごう

- 「北海道森林づくり条例」(以下「条例」とします。)では、北海道にふさわしい、豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継ぐ100年先を見すえた森林づくりを進めていくこととしています。
- 条例では、森林所有者や事業者など、直接森林に関わる人々のみならず、森林から恵みを受ける全ての人々が森林づくりに取り組むことが大切という考え方のもと、私たち道民、森林所有者、事業者、そして道が互いの役割を理解し、同じ目標に向かって森林づくりを行っていかうとしています。
- そして、このガイドは、条例に基づいて、共通の目標のもとで自主性や自立性を尊重しながら、それぞれの立場で森林づくりに取り組むために、さまざまなことを分かりやすく解説しています。

1 森林づくりに関する基本理念 ～3つの基本理念～

私たちが森林づくりを進めるに当たっては、条例第3条における基本理念（森林づくりを進める上での基本となる考え方）に基づき、それぞれの立場で取組を実践していくことが重要です。

基本理念のうち、第3項の「森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進」の実現を図るための取組を第10条の指針として示したものが、このガイドです。

○北海道森林づくり条例（抄）

（基本理念）

第3条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを楽しむことができるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

2 （略）

3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（森林づくりを進めるための指針）

第10条 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2, 3 （略）

2 各主体の役割と責務 ～自分たちの役割・責務や、指針の位置づけを理解しましょう～

条例では、森林づくりを進める上での、道民、森林所有者、事業者及び道の役割や責務が示されています。

各主体それぞれが役割や責務を理解し、協働による森林づくりを進めることにより、北海道の森林づくりがより一層推進されることに結びつきます。条例では、それぞれの役割を踏まえて森林づくりを進めるための指針（本ガイド）を作り、これに基づき森林づくりの取組を促進することとしています。



北海道の森林づくりをより一層進めるために、まず自分たちの役割などについて知ろう！

条例における各主体の役割・責務及び基本計画・指針の位置づけ

「森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。」（条例第3条第3項）

役割分担と責務

道の責務

計画策定、施策の推進、
森林づくりの支援・誘導



「森林づくりに関する基本的な計画」
（条例第9条）＜森林づくり基本計画＞

道民の役割

地域の森林づくり
活動への積極的な
参加



森林所有者の責務

所有する森林の
整備及び保全の
実施



事業者の役割

森林の持つさまざま
な機能確保に配
慮した事業活動



「森林づくりを進めるための指針」（条例第10条）
＜北海道森林づくりガイド＞

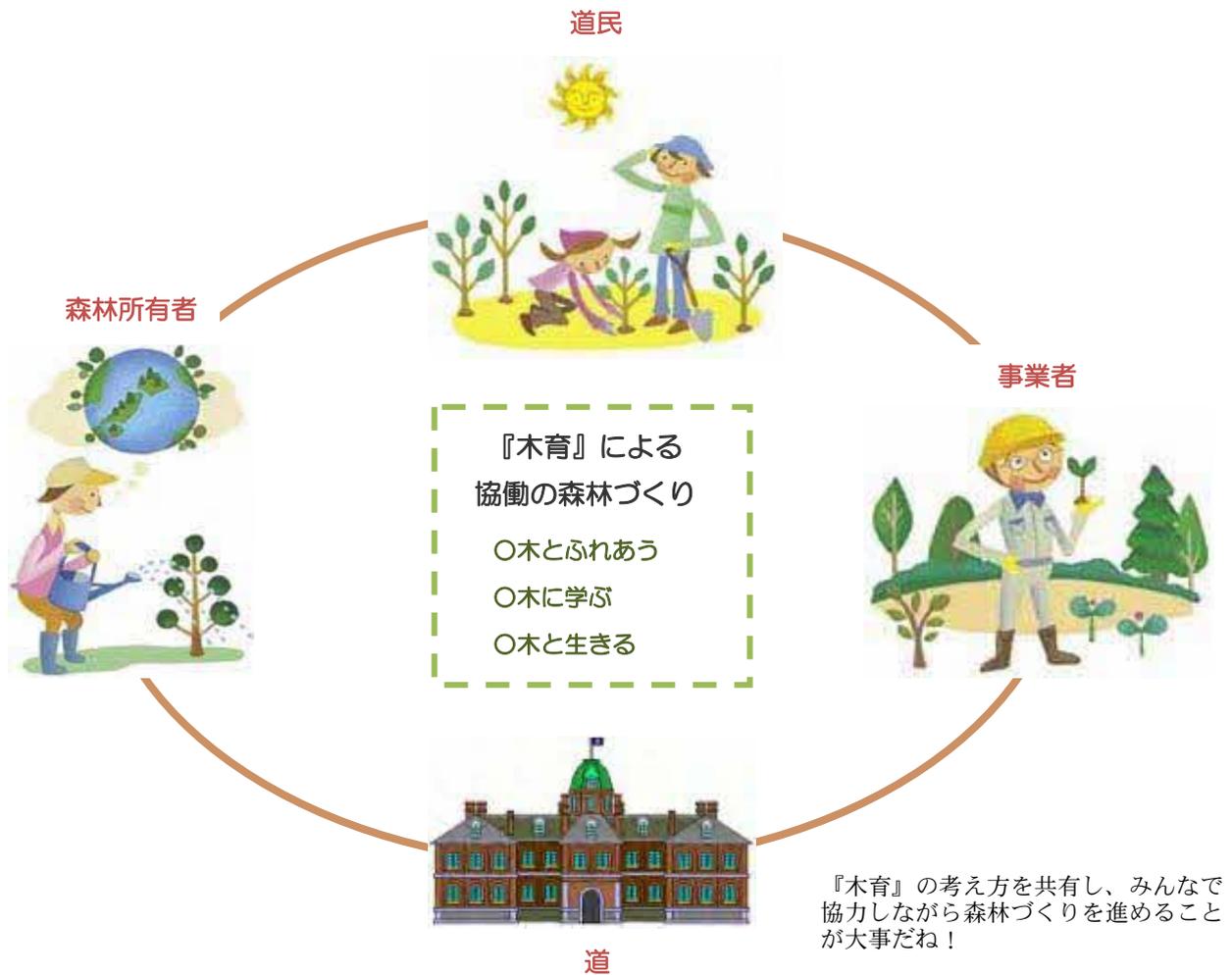
協働による森林づくりの実施

3 協働による森林づくりの必要性 ~ 『木育』の考え方を共有しながら進めよう~

道民、森林所有者、事業者及び道は、互いの取組に対する理解を深め、共通の目標のもとで、自主性や自立性を尊重しながらそれぞれの役割に応じた「協働」による森林づくりを進めることが大切です。

特に、協働の森林づくりに当たっては、人と、森林や木材の「つながり」を重視し、それぞれが「木とふれあい・木に学び・木と生きる」を基本とする『木育』の考え方を共有しながら、適切な役割分担により、環境負荷の少ない、人と自然が共生できる豊かな社会の構築につなげていくことが重要です。

協働の森林づくり概念図



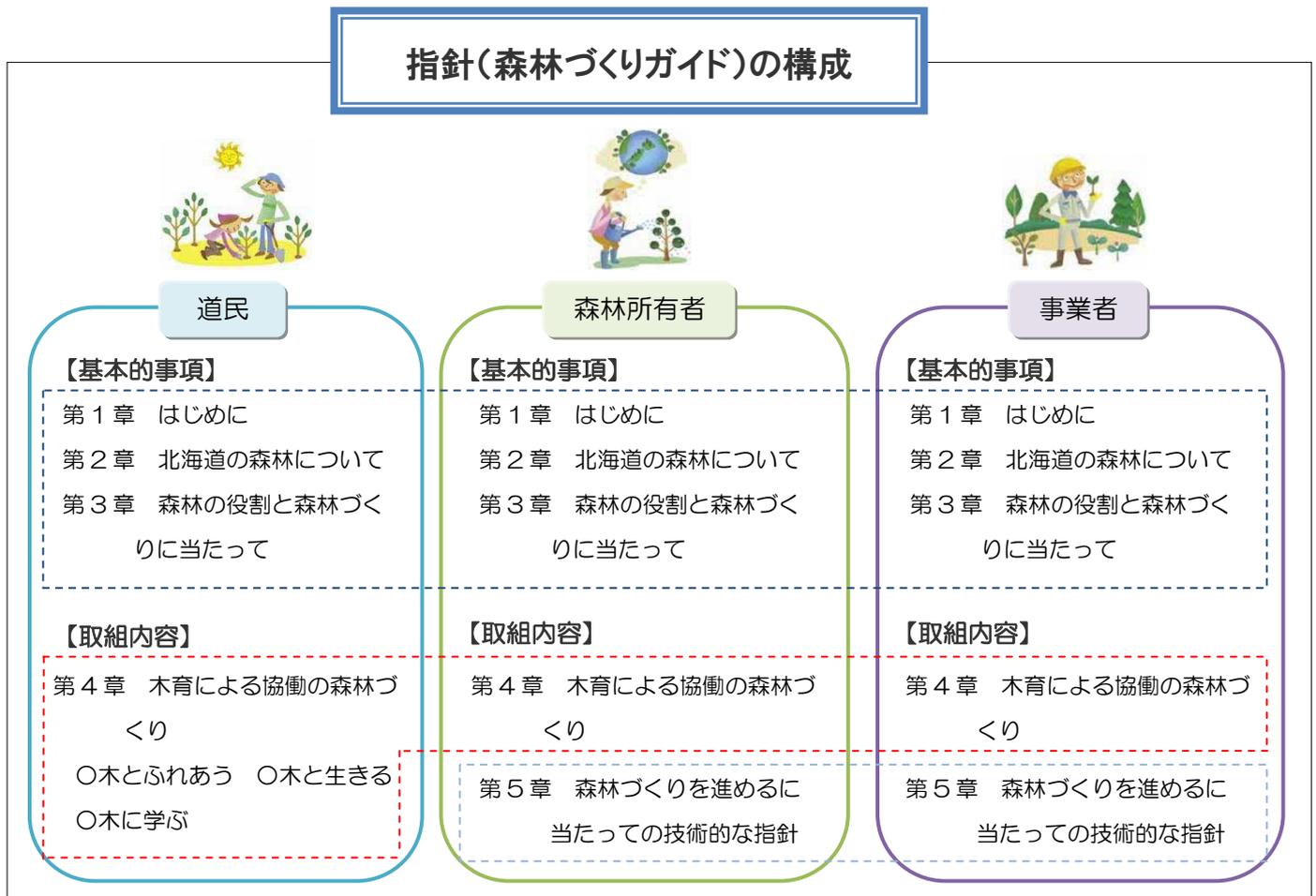
【木育（もくいく）とは？】

- 子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組です。
- 子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、森や木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

※木育に関する詳しい内容については、【第4章 木育による協働の森林づくり】をご覧ください。

【ガイドの構成について】

本ガイドは、条例の規定に基づき、森林づくりの主体となる道民、森林所有者及び事業者の役割に応じた森林づくりのための指針として作成し、各主体が実施すべき取組について、以下の構成で示します。



まずはじめに、森林づくりを進める前に知っておきたい内容や、注意点などの基本的な事項について、全主体を対象に次のように記載しています。

- 第1章 はじめに
- 条例で規定する、基本理念や各主体の役割・責務、協働による森林づくりの必要性について
- 第2章 北海道の森林について
- 自然豊かな北海道の森林の特徴について
- 第3章 森林の役割と森林づくりに当たって
- 森林の持つさまざまな働きや、森林内で活動を行う場合の心がまえや注意点などについて

続いて、森林づくりを進めるための具体的な取組について次のように記載しています。

- 第4章 木育による協働の森林づくり（全主体を対象）
- 木育活動を通じた森林づくりの取組について

- 第5章 森林づくりを進めるに当たっての技術的な指針（森林所有者・事業者を対象）
- 森林施業を適切かつ持続的に実施していくために必要となる、具体的な作業や遵守すべき事項、木材等の有効利用などについて

MEMO

